

議案第 35 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正を踏まえ、一定の生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者について入居申込者の資格を緩和するほか、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。